

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月13日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年10月11日午後5時頃、奈良市百楽園三丁目地内において発生した、市道上の溝蓋が沈み込み、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 47,565円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月13日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年12月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月26日午前10時30分頃、奈良市青野町地内において発生した、本市の公用車が相手方マンション敷地内のゴミ置場の壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 31,185円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年12月13日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年12月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年11月15日午前8時頃、奈良市池田町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 58,576円